



四国税理士会報

第410号
2020.4.10

●発行所 / 四国税理士会
高松市番町2-7-12
電話 087(823)2515(代)

●発行人 / 清田 明弘
●編集人 / 松岡 真澄美
●ホームページ / <https://www.shikoku-zei.or.jp>



金刀比羅宮

撮影者 丸亀支部 秋山 佳弘

新型コロナウイルス感染症の感染予防のための当会の対応について
会議及び研修会等の日程を変更する場合は、四国会ホームページにて随時お知らせいたします

主な記事

部・委員会だより ～制度部～
税理士記念日行事特集

四国経済産業局からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

資金繰り

1. 6兆円規模で徹底的に支援



設備投資・販路開拓

サプライチェーンの毀損等にも対応



経営環境の整備

相談窓口の設置等で経営を下支え



本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。

🔍 経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連 で検索、
または、右のQRコードよりご確認ください。



また、最新情報については、e-中小企業ネットマガジン・中小企業庁 Twitterでも、ご登録いただいた方に随時配信しております。

e-中小企業ネットマガジンの登録 ➡ 🔍 e-中小企業ネットマガジン で検索
または、右のQRコードよりご確認ください。



中小企業庁 Twitterのフォロー ➡ 🔍 @meti_chusho で検索
または、右のQRコードよりご確認ください。



四国経済産業局 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口 087-811-8529
(平日・休日：8:30～17:15) ※他の相談窓口は次頁参照

他の主な問合せ先一覧

■セーフティネット保証、危機関連保証についてはこちら■

徳島県信用保証協会	088-622-0217
香川県信用保証協会	087-851-0062
愛媛県信用保証協会	089-931-2114
高知県信用保証協会	088-821-2603

■特別貸付、セーフティネット貸付についてはこちら■

徳島県	日本政策金融公庫	徳島支店	中小企業事業	088-625-7790
徳島県	日本政策金融公庫	徳島支店	国民生活事業	088-622-7271
香川県	日本政策金融公庫	高松支店	中小企業事業	087-851-9141
香川県	日本政策金融公庫	高松支店	国民生活事業	087-851-0181
愛媛県	日本政策金融公庫	松山支店	中小企業事業	089-943-1231
愛媛県	日本政策金融公庫	松山支店	国民生活事業	089-941-6148
愛媛県	日本政策金融公庫	新居浜支店	国民生活事業	0897-33-9101
愛媛県	日本政策金融公庫	宇和島支店	国民生活事業	0895-22-4766
高知県	日本政策金融公庫	高知支店	中小企業事業	088-875-0281
高知県	日本政策金融公庫	高知支店	国民生活事業	088-822-3191

■雇用調整助成金についてはこちら■

徳島県	徳島労働局 職業対策課	088-611-5387
香川県	香川労働局 職業対策課	087-811-8923
愛媛県	愛媛労働局 職業対策課分室	089-987-6370
高知県	高知労働局 職業対策課	088-885-6052

■ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金についてはこちら■

ものづくり補助金サポートセンター	050-8880-4053
------------------	---------------

■小規模事業者持続化補助金についてはこちら■

<商工会地域>

徳島県	徳島県商工会連合会	088-623-2014
香川県	香川県商工会連合会	087-851-3182
愛媛県	愛媛県商工会連合会	089-924-1103
高知県	高知県商工会連合会	088-846-2111

<商工会議所地域>

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金事務局	03-6447-2389
-------------------------	--------------

■IT導入補助金2020についてはこちら■

サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター	0570-666-424 (042-303-9749)
----------------------------	--------------------------------

■支援施策全般についてはこちら■

徳島県よろず支援拠点	088-676-4625
香川県よろず支援拠点	087-868-6090
愛媛県よろず支援拠点	089-960-1131
高知県よろず支援拠点	088-846-0175

上記窓口ほか、各商工団体等も相談窓口となっております。
詳細は右のQRコードよりご確認ください。



新型コロナウイルス感染症に関する事業者支援情報

この度、日本税理士連合会ホームページにおいて、新型コロナウイルス感染症に関する事業者支援情報特設ページが開設されました。

随時更新されていますので、詳しくは下記URLをご覧ください。

<https://www.nichizeiren.or.jp/corona-shien/>

[・サイトマップ](#) [・よくあるご質問](#) [・ご意見受付](#) [・リンク集](#)

日本語 English 中文

サイト内検索

検索

ホーム 税理士とは 税についての相談 税理士を目指す 日本税理士会連合会とは 税理士会の事業 お知らせ
会員専用ページ

ホーム > 新型コロナウイルス感染症に関する事業者支援情報

新型コロナウイルス感染症に関する事業者支援情報

コロナ対策関連のお知らせ

- 2020年4月1日 コロナ対策 <金融庁からのお知らせ>事業者向けリーフレット「新型コロナウイルス感染症の影響による資金繰り等でお困りの事業者の皆様へ」について
- 2020年3月31日 コロナ対策 新型コロナウイルス対策に伴う登録事務処理について
- 2020年3月30日 コロナ対策 <経済産業省からのお知らせ>新型コロナウイルス感染症で資金繰りにご不安を感じている事業者の皆様へ
- 2020年3月26日 コロナ対策 「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」について（国税庁）
- 2020年3月18日 コロナ対策 新型コロナウイルス感染症に対する中小・小規模事業者への支援について（会長コメント）
- 2020年3月14日 コロナ対策 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方には猶予制度があります（国税庁）

主な行政機関等の支援情報

分類	リンク	関係省庁・機関等
税務に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限が令和2年4月16日（木）まで延長されました ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ ・ 令和元年分の確定申告期におけるe-Tax及びe-Tax・作成コーナーヘルプデスクの受付時間について ・ 「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」 	国税庁
中小企業支援に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症関連 ・ 【支援策/パンフレット】新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ ・ 【チラシ】新型コロナウイルス感染症で資金繰りにご不安を感じている事業者の皆様へ ・ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策情報 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆様へ ・ 新型コロナウイルス感染症関連情報 ・ 新型コロナウイルス関連情報 	経済産業省 中小企業庁 財務省 金融庁 中小企業基盤整備機構
特定の業種に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症について ・ 新型コロナウイルス感染症に関する国土交通省の対応 ・ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策 	農林水産省 国土交通省 環境省
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について ・ 新型コロナウイルス感染症の対応について ・ 新型コロナウイルス感染症対策関連 ・ 新型コロナウイルス感染症について 	文部科学省 内閣官庁 総務省 厚生労働省

・ サイトについて ・ プライバシーポリシー ・ 個人情報の保護に関する方針

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会連合会 TEL: 03-5435-0931(代表) >>>
Copyright © Japan Federation of Certified Public Tax Accountants' Associations

税の広場

提出を要しないとされる確定申告書を税務署に提出した場合について

給与所得者が、他に少額の賃貸料収入（年額12万円）があったため、毎年確定申告を行って納税していた場合、更正の請求を行い、減額更正してもらえるのか検討してみたいと思います。

まず、給与所得者はその支給を受ける給与について年末調整済であり、かつ、賃貸料収入にかかる不動産所得も少額であることから、確定申告書の提出を要しないとされる者に該当します。

こういった場合に更正の請求を行うことができるのかということ、国税通則法第23条に規定する更正の請求は、課税標準等に誤りがある納付すべき税額が過大となっている確定申告書を提出していた者が、税務署長に対して減額更正という行政処分を求めるためのものであり、一方、確定申告書提出不要制度（所法121）は、税負担の均衡を害しない程度において給与所得者の申告手続きの手数を省き、かつ、税務行政の簡素化を図ろうとする見地から設けられている制度であり、非課税とするものではないため、提出された確定申告書は有効なものとして取り扱われることになると思われます。

したがって、税務署に提出を要しないとされる確定申告書が提出された場合、更正の請求で減額更正という行政処分を求めることはできないと思われます。

しかし、この確定申告書提出不要制度に該当する確定申告書が誤って提出された場合にまで、同申告書の提出により納付すべき税額が生じたからといって、その納付を求めることは必ずしも適当でないことから、書面によりその撤回の申出があったときにはその撤回を認めることができることとされています。（所基通121-2 逐条解説参照）。

したがって、所轄税務署長に対し、提出した確定申告書の撤回を求める書面を提出して無申告者となり（所基通121-2（注1））、納付した第3期分の税額については過誤納金として還付を受けることができます。

また、確定申告書の提出を要しない者から提出された同申告書の撤回の申出は、国税の徴収権の消滅時効とされる法定納期限から5年間行うことができると考えられます。

公 示

四国税理士会会則第49条第4項の規定により、次のとおり公示する。

（氏 名）

岡崎 山会員（高知支部）

（処分の種類）

会則第49条第1項の規定に基づく会員として有する権利の全部を令和2年3月27日から令和3年10月26日までの1年7月間停止する。

（処分の理由）

令和2年1月9日付で財務大臣から1年7月の税理士業務の停止の懲戒処分を受け、このことは会則第49条第1項に該当するため。

お国自慢

徳島

喜多 直樹 (脇町支部)

にし阿波の花火大会

ご存じない方も多いかと思いますが、去る令和元年10月5日に、私の地元である美馬市で、非常に大きな花火大会が開催されました。打ち上げ発数2万発の花火競技大会で、にし阿波地域である徳島県西部の美馬市と三好市の境目にある三野健康防災公園で行われました。

花火競技大会は、あまり西日本ではなじみがなく、秋田県の大曲や茨城県の土浦などの有名な花火競技大会のほとんどが、東日本で行われています。私は、そこまで花火に詳しくないですが、花火が好きな人の中には、特定の花火師さんのファンという人もおり、その花火師さんが打ち上げる大会には、どこへでも駆けつけていくという強者もいるようです。

そんな有名花火競技大会に負けないような大会が、にし阿波で開催されました。花火が好きな人なら知らない人はいないというような有名花火師の方が、にし阿波に集結して大会が行われました。当日は、公式発表で有料席、無料席合わせて5万人の人が集まりました。美馬市の人口は、現在約2万8千人。三好市が約2万4千人です。そんな町に、5万人の観客が押し寄せてきたのです。周辺道路は大渋滞になり、近隣のコンビニからは商品が消えました。県西部にこれだけの人が来ることは過去になかったと思います。ただ、実際の花火は、言葉では表せないほど迫力があり、素晴らしいものになりました。



実は私は、この花火大会の実行委員会のメンバーとして携わらせていただきました。徳島県で競技花火の大会を開催したいという熱い思いを持った仲間たちと一緒に、課題は色々ありましたが、事故なく大会を開催できました。来場していただいた人からは「素晴らしいかった」、「また来年も開催してほしい」等のお言葉を多数いただいております。来年以降も、にし阿波の地で、花火大会を開催する予定になっていますので、ぜひ、皆さま見に来てください。



わがかがわ、郷土愛

小笠 英睦
(高松)

このたび、原稿の依頼を受けて何を書こうと思った時に、歳を重ね年々思いが深くなってきたものに、地元香川がもっと盛り上がってほしいという思いがあります。全国ニュースや番組のロケで香川が取り上げられていると、つつい見えてしまいます。そんな私の郷土愛について、投稿してみようと思います。

私が小学校の時、毎週末のようにザルをもって、近くのうどん屋にお使いに行くのが面倒くさく嫌いでした。このため、うどんを

食べること自体が嫌いになり、中学校、高校、就職してからも職場の食堂にうどんがあっても食べることはほとんどありませんでした。

うどん嫌いだった25年前、東京で勤務することになり、安くて手軽に食べられるうどんを食べた時に、古い記憶にあったうどんとは別物であったことに気がきました。丁度その頃、麵通団による讃岐うどんブームがあり、セルフ店や个性的なうどん店ができ始め、地元に戻ってはうどんを食べることが楽しみになりました。麺類で1,000円もするラーメンや日本そば、パスタはあっても、うどんは無いと感じ、安くてうまい、ひいてはケチな県民性に親近感を覚えるようになりました。

讃岐うどんは全国発信できる地元の文化だと思うようになり、望郷の思いも加わって郷土愛が芽生えていったのだと思います。

転勤で、地元に戻ってきてしばらく経って郷土愛も薄れてきた頃に、チケットの斡旋もあったことから、四国アイランドリーグの試合を見に行くようになりました。

プロ野球の独立リーグとして、四国4県にそれぞれ本拠地を置き、自然と地元のチームを応援することができ、応援したチームが勝てば気分転換になっていました。

独立リーグに所属する選手は、まだまだ野

会員相談室のご案内

各県の会員相談室をお気軽に、是非ご利用ください。4月（会報発行日以降）～6月の相談日等は下記のとおりです。

県	場所	相談日時	科目	担当者	
香川	税理士会館2F	6/18 (木)	13時～17時	法人税 消費税 所得税	久保田 英俊
		5/14 (木)		資産税	岩倉 史明
愛媛	愛媛県税理士会館	5/1 (金)・6/5 (金)	13時～16時30分	法人税 消費税 所得税	稲葉 芳房
		4/17 (金)・5/1 (金)・6/19 (金)		資産税	潮見 秀孝
		5/15 (金)・6/5 (金)			池田 康廣
徳島	県連事務局	4/17 (金)・5/15 (金)・5/22 (金) 6/5 (金)・6/19 (金)	13時～16時	資産税	須藤 茂俊
高知	県連事務局	6/3 (水)	13時～16時	法人税 消費税	長沢 健次
		4/15 (水)・5/20 (水)・6/17 (水)		資産税	門田 克也

※ 3月号409号P.5「香川県会員相談室」の4月・5月の相談日時に対応する担当者に誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

※ 相談日等は変更となる場合がありますので、詳細は各県の事務局までお問い合わせください。

※ 上記相談日以外のご相談は、日本税務研究センターの会員相談室をご利用ください。
(受付時間・平日 10:00～11:30、13:00～15:30 TEL 03-3492-6016)

球で頑張りたい、子供の頃のNPBやMLBへの夢を諦められない人が、自らトライアウトを受けて入団し頑張っています。球場以外では、選手による野球教室などの地域交流活動により、地元スポーツを定着させ、子供たちに夢を与えていることは素晴らしいことだと思います。

ここで、四国アイランドリーグの私の思う魅力について、いくつか挙げてみたいと思います。試合の進行はMLBのようなオルガン演奏やスタジアムDJによって行われ、私設応援団による選手名のコールや応援歌での応援、5回裏終了後には観客参加型イベント、7回裏にはジェット風船飛ばし、試合後には選手による見送りにおけるサインや写真撮影など、NPBとは異なる演出や選手との交流を楽しめるものであって、応援するチームや選手、ファン同士で、興奮や感動を共有することができること、何より夢に向かって頑張っている若者が素敵なことが挙げられると思います。

香川の魅力が挙げれば、まだまだいくつもありますが、もっともっと全国的に注目されるようになってほしいものです。



目標に向かって

中野 眞一
(松山)

今から十数年前、自宅近くにスポーツジムが開店したのを機にジムに入会しました。運動不足解消のため始めたランニングマシンでのジョギングがきっかけでした。新たな目標が出来たのです。それはマラソン大会への参加。まずは10キロの部、制限時間内完走を達成すると、次はハーフマラソン、また次はフルマラソン、次第に目標が大きくなっていきました。スポーツジムでは目標達成のためランニングマシンでの練習に励む自分がいました(たまに後悔)。

フルマラソンで最初に完走したのは、2010年2月の愛媛マラソン。市内中心部を走るコー



スに変更された年でもあります。この時から、沿道の方の声援や「おもてなし」は素晴らしいものがありました。坊ちゃん団子、タルト、みかんなどもいただきました。沿道からの「頑張ってください」の声援は、力と勇気をもらい背中を押してもらっている感覚でした。現在、全国マラソン大会の人気ベスト3以内に入っていることが頷けます。今では、エントリーしても抽選の壁があるため、なかなかコースに出ること自体難しいようです。

最近のフルマラソン完走は、2018年2月の愛媛マラソン。税理士登録1年目の60歳の時。今後は、関門に引がかかった時が引退の時期だと思っています。

フルマラソンには数キロ毎に関門があります。ゴールの制限時間は6時間です。時速7キロ程で完走できる計算です。早歩きで時速6キロ程なので、そこに少し走りを入れる感じでいけそうとも考えられますが、徐々に脚力は落ちていきますからこの考え方は完走できません。前半に貯金を作ることが重要。中間地点までは時速9キロ、2時間30分位で通過しておきたい。中間点以降は、体と相談しながら走り歩きの繰り返しでもよし、平均時速6キロのペースであれば完走できます。